

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>